

「とくしま地球温暖化対策推進条例（仮称）」の
あり方について

（中間取りまとめ）

（案）

平成20年3月

徳島県環境審議会

目 次

第1章 条例制定に当たっての基本認識

第2章 条例制定に当たって検討すべき項目

- 1 条例の目的
- 2 定義
- 3 県、事業者、県民の責務等
 - (1) 県の責務
 - (2) 事業者の責務
 - (3) 県民の責務
 - (4) 一時滞在者への協力要請
- 4 地球温暖化対策推進計画
- 5 地球温暖化防止のための対策
 - (1) 地球温暖化対策に係る県の率先実行
 - (2) 事業活動に係る地球温暖化対策
 - (3) 建築物に係る地球温暖化対策
 - (4) 交通・運輸に係る地球温暖化対策
 - (5) 家庭生活に係る地球温暖化対策
 - (6) 農業及び森林に係る地球温暖化対策
 - (7) 再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策
 - (8) エコイベントに係る地球温暖化対策
 - (9) 地球温暖化対策に係るその他の取組
 - (10) 地球温暖化対策推進組織
 - (11) 雑則

第1章 条例制定に当たっての基本認識

地球温暖化は、人類の生存基盤である地球そのものを脅かしている。すでに、世界各地で極地や高地での氷床の後退や海面の上昇、干ばつの頻発などが問題となり、日本でも気温がしばしば過去最高を更新したり、短時間の集中豪雨が多発するなど従来は異常気象と思われたものが頻繁に観測されるようになっている。本県でも、渇水や台風に見舞われることが頻発し、地球温暖化の影響を受け始めている。

平成19年に公表されたI P C C（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書では、気候システムに温暖化が起こっていることを明らかにするとともに、その原因は人為起源の温室効果ガスの増加であるとほぼ断定している。そして温暖化による被害を軽減するために「今後20～30年の努力と投資が長期的リスクの低減や回避、遅延の度合いを決める」と全世界を挙げた温暖化対策への取組をうながしている。

I P C Cが指摘するように、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスは、快適さを求める私たちの生活や、経済成長を求める活発な事業活動の中で排出されるものである。つまり、大量のエネルギーの使用、大量の廃棄物の排出を伴う私たちのライフスタイルと、化石燃料に依存した大量生産・大量廃棄の経済構造が地球温暖化をもたらしている、と言わざるを得ない。

1990年代後半以来、わが国では京都議定書目標達成計画の下で、省エネルギーの一層の促進、二酸化炭素排出のより少ないエネルギー源の開発・利用拡大など、あまたの温暖化抑制策実行への取組が本格化している。本県においても、すでに「環境首都とくしま憲章」策定、「生活環境保全条例」制定、「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」を策定するなど、県をあげて環境問題へ取り組み、「環境首都とくしま」の実現に取り組んできたところである。

しかし、具体的な地球温暖化抑制策は、私たちの日常生活そのものや、事業活動の一つひとつに対して「環境への影響」を問うことを求めている。それは「県民一人ひとりのライフスタイル」の見直しや、「社会システムのあり方」を問い直すことになる。それだけに、これまでの取組方では、満足できる成果を期待できない。いま世界は、京都議定書の約束期間後（2013年以降）について、温暖化抑制への取組を一層強化しようとしている。徳島県においても、「ポスト京都議定書」を見据えた長期的な地球温暖化対策を構築することが必要で、そのためには、本県の自然的・社会的条件を踏まえた新たな地球温暖化対策条例を制定し、県、事業者、県民等が一体となって温暖化抑制への「県民総ぐるみ」の取組を加速させる必要がある。

第2章 条例制定に当たって検討すべき事項

今回制定する条例には、次の事項について規定することを検討する必要がある。

1 条例の目的

第1章の基本認識のもと、条例の目的には、次の理念に基づく内容を規定する必要がある。

- ① 温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化は、異常気象や食糧作物を含む生態系の変動をもたらすなど、その影響が将来世代まで及ぼすとともに、人類の生存基盤である地球そのものを脅かすおそれがある。
- ② 温室効果ガスの排出量を減少させるためには、国の各種施策に協力するとともに、県が独自に行う施策を着実に実施するほか、県、事業者、県民が一体となって取り組む必要がある。
- ③ 「環境首都とくしま」を目指す本県では、県民すべての努力のもとで、本県の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、温暖化対策を総合的に推進することによって低炭素社会の実現を図り、これを将来の世代に継承していく。

2 定義

新たな条例で使用する用語については、解釈上の疑義が生じないように、定義規定を設ける必要がある。

- ① 「地球温暖化」、「地球温暖化対策」、「温室効果ガス」など、に関する定義

3 県、事業者、県民の責務等

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、私たちの生活や事業活動に伴って排出されており、この排出量を抑制し現在の環境を維持することは、今の時代に生きるすべての者が負っている責務である。温室効果ガスが人間の様々な活動によって排出されていることを踏まえると、温室効果ガスの排出量を削減することは、行政と民間が協働して取り組まなければならない課題といえる。そこで、県、事業者、県民等が、それぞれの立場で、地球温暖化の防止に十分配慮するとともに、お互いに連携して防止対策を進めることが重要である。

(1) 県の責務

地球温暖化防止対策を進めるに当たっては、県は温室効果ガスの排出状況を把握しながら、各種施策を効果的・効率的に実施していかなければならない。そのためには、「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」を活かしながら、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的なビジョンを明確にし、総合的・計画的に各種施策が進められるようにする必要がある。

このため、次の事項について検討する必要がある。

- ① 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の策定と実施
- ② 市町村が行う地球温暖化対策への助言、支援等の実施

- ③ 事業者、県民等が行う地球温暖化対策への助言、支援等の実施
- ④ 県の地球温暖化対策への率先実行

(2) 事業者の責務

事業活動を行う者は、その事業によりどのような種類の温室効果ガスがどれだけ排出されているのかを十分に把握し、その削減に努めることが必要である。

このため、次の項目について検討する必要がある。

- ① 事業活動に当たって排出される温室効果ガスの排出量の削減の取組と地球温暖化対策の重要性の理解
- ② 県が推進する施策への参加及び協力

(3) 県民の責務

県民は地球温暖化対策の重要性の理解を深め、すべての者が協力して温室効果ガスの排出量の削減に取り組む必要がある。

このため次の項目について検討する必要がある。

- ① 日常生活の中での温室効果ガスの排出量の削減の取組と地球温暖化対策の重要性の理解
- ② 県が推進する施策への参加及び協力
- ③ 事業者や県民等によるすぐれた取組への協力

(4) 一時滞在者への協力要請

本県に観光等で一時的に滞在する者にも地球温暖化対策の重要性の理解を求め、温室効果ガスの排出量の削減の取組に協力を求める必要がある。

このため次の事項について検討する必要がある。

- ① 滞在中の温室効果ガスの排出量の削減の取組と地球温暖化対策の重要性の理解
- ② 県が推進する施策への参加及び協力

4 地球温暖化対策推進計画

地球温暖化防止のための各種施策を効果的かつ効率的に実施していくためには、県は地球温暖化対策を推進するための計画を策定し、社会経済情勢の変化及び技術水準の変化を踏まえて適宜改定する必要がある。

このため次の事項について検討する必要がある。

- ① 地球温暖化対策を推進する計画の策定
- ② 推進計画の内容として、温室効果ガスの削減の目標及びその施策

5 地球温暖化防止のための対策

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加することによって進行する。これを防止するためには、事業活動や社会生活に伴って排出される温室効果ガスを削減し、またこれを吸収し固定化する取組を推進する必要がある。

（１）地球温暖化対策に係る県の率先実施

県も事業者・消費者の一人として、環境負荷の低減に取り組み、その活動から排出する温室効果ガスの排出量の削減に取り組まなければならない。そこで県による温室効果ガスの排出量の削減のための率先垂範の取組を行う必要がある。

このため次の項目について検討する必要がある。

- ① 環境物品等の導入促進
- ② 環境に配慮した自動車の利用に伴う温室効果ガスの抑制
- ③ 廃棄物の発生の抑制等
- ④ 県に物品やサービスを納入する事業者の環境配慮
- ⑤ 緑化の推進
- ⑥ エネルギー利用の合理化の推進
- ⑦ 再生可能エネルギーの利用

※１ ⑦について具体的には、諸条件を勘案の上、設置可能な県有施設全てに太陽光発電設備や風力発電設備を設置するなど再生可能エネルギーの導入を進められたい。

- ２ 地域活性化の視点も含めて、クールビズやウォームビズの取組をさらに推進するため、藍染めシャツ着用による夏のエコスタイルや徳島ならではの工夫を凝らした冬のエコスタイルの実施に取り組むとともに、県内外に向けた一層の普及啓発に努められたい。

なお、※の箇所は、具体的な施策提案である（以下同じ。）。

（２）事業活動に係る地球温暖化対策

二酸化炭素などの温室効果ガスを、最も多く排出しているのは産業部門である。各事業所では、京都議定書の締結を契機の一つとして温室効果ガスの削減に取り組んでいるが、昨今の温室効果ガスの排出量の推移に鑑み、更なる努力を求める必要がある。

このため次の項目について検討する必要がある。

- ① 自社のエネルギー使用量の把握
- ② 環境に配慮した物品やサービスの購入
- ③ 環境マネジメントシステムの導入推進
- ④ クールビズ、ウォームビズの取組
- ⑤ 従業員の通勤に係る公共交通機関利用の配慮
- ⑥ 一定規模以上の事業所の温室効果ガスの削減計画の提出
- ⑦ 一定規模以上の事業所の環境情報の自主的な公表
- ⑧ 大規模な排出事業所の森林吸収源対策の実施
- ⑨ 温室効果ガスの削減とその排出量の全部又は一部を埋め合わせる取組
（いわゆるカーボンオフセットの取組）

※ また、具体的には以下の施策を考えられたい。

- 中小企業経営に対する省エネ及び二酸化炭素削減に向けた助言及び支援
- 県内事業所に対する省エネ及び二酸化炭素削減の情報提供窓口及び情報交換の場の設置
- 県内中小企業に対する「省エネルギー診断」の普及促進

（３）建築物に係る地球温暖化対策

建築物は、冷暖房を行うことなどにより大量のエネルギーを利用し、間接的に多くの温室効果ガスを排出する。そのため、建築物についても地球温暖化対策に配慮したものとする必要がある。

このため次の項目について検討する必要がある。

- ① 建築物に係る環境配慮
- ② 一定規模以上の建築物を新築又は増改築しようとする者の建築物環境計画の提出
- ③ 一定規模以上の建築物を新築又は増改築しようとする者の建築物に関する環境性能評価の取得等
- ④ 建築物を新築又は増改築しようとする者の屋上、壁面及び敷地の緑化

（４）交通・運輸に係る地球温暖化対策

物流を担いまた通勤などに用いられる自動車などを含む運輸部門は、その台数の増加や利用機会の増大などに伴って二酸化炭素の排出量が増加傾向にある。そのため、公共交通機関の利用を促進し、また自動車の適切な利用などに努める必要がある。

このため次の項目について、検討する必要がある。

- ① 公共交通機関の利用の促進
- ② アイドリングストップの励行
- ③ 一定規模以上の駐車場でアイドリングストップを求める掲示
- ④ 一定規模以上の運輸事業者の温室効果ガスの排出量の削減計画の提出
- ⑤ 一定規模以上の運輸事業者のエコドライブ推進員の選任と届出
- ⑥ 自動車販売業者による自動車の環境性能の説明
- ⑦ 自動車販売業者による自動車の環境性能の表示
- ⑧ 温室効果ガスを排出しない又は排出量の少ない自動車の購入

※ ①の具体的施策として、関係地域の市町村、公営、民営の公共交通機関、事業者団体、学識経験者など関係者を糾合して、通勤時間帯にＪＲの主要駅と主な職場のある地域を結ぶ通勤循環バスの運営等の可能性について検討する組織の設置を考えられたい。

（５）家庭生活に係る地球温暖化対策

二酸化炭素等の温室効果ガスは、私たちが日々の家庭生活を営む中からも排出される。これまでの家庭生活のあり方を見直し、その中で使用されるエネルギーを削減する必要がある。

このため次の項目について検討する必要がある。

- ① 省エネルギー性能の高い機器の購入
- ② 環境に配慮した生活物品やサービスの購入
- ③ 家庭で使用されるエネルギーの把握
- ④ クールビズ及びウォームビズの取組
- ⑤ 電気機器販売店の省エネルギー性能の表示及び説明

※ 具体的施策として、レジ袋削減に向けた、市町村関係者、消費者団体、事業者団体による協議組織の設置及びレジ袋削減の宣言の実施を考えられたい。

（６）農業及び森林に係る地球温暖化対策

農業も一つの産業であり、環境負荷が小さく持続性の高い農業生産活動を推進することは水田や畑地からの温室効果ガスの発生を抑えることができる。また、森林は適正な管理を施すことで効果的に二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の防止上必要とされる役割を果たすことができる。このような農業や森林の役割を活かすためには適切な施策を施す必要がある。

特に、県土の７５％強が森林面積という徳島の地域特性からして、その森林の二酸化炭素吸収能力を高める努力を傾注することは、徳島にふさわしい地球温暖化対策となる。

このため次の事項について検討する必要がある。

- ① 環境保全型農業の推進
- ② 地産地消の推進
- ③ 森林整備の推進
- ④ 環境保全目的の公有林を広げる取組
- ⑤ 県産材の利用

※ 具体的には、美しい森林づくり運動や既存の県有森林公園の活用や環境学習の展開、森林組合と農業・漁業従事者の連携による間伐材利用などを含め、県民が県内の森林に関心を持ち、企業や県民、ボランティアによる「森林の手入れ」を支援する施策を考えられたい。また、企業や県民、ボランティアの支援を有効に受け入れることができる仕組みづくりにも力を入れられたい。

（７）再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策

温室効果ガスの一つである二酸化炭素は化石燃料を燃やすことによって大気中に排出される。そのため化石燃料に頼らないエネルギーの利用を推進することは温室効果ガスの削減に有効である。

今日、世界の趨勢として、個人の努力に頼る省エネのみならず、快適な生活を維持したまま温暖化対策を図れる再生可能エネルギーに注目が集まり、国内外の自治体・事業者等が次々と再生可能エネルギー施策を打ち出している。そのため、事業者、県民においても太陽光発電などの利用の一層の推進を図る必要がある。

このため次の事項について検討する必要がある。

- ① 事業者、県民、市町村による太陽光発電、風力発電、バイオマスなどの利用の推進
- ② 地域の特徴に応じた再生可能エネルギーの利用可能性の検討、実用開発等

（８）イベントに係る地球温暖化対策

大規模な催しでは、大勢の人が集まり大量の廃棄物が排出されるなど環境への負荷が大きい。本県では以前からこのような催しについて、環境への負荷を抑えたイベントの開催をエコイベントとして推進してきた。この取組を全県に広げるため、これを条例に位置付けることが必要である。

このため次の事項について検討する必要がある。

- ① 主催者への参加者に対して公共交通機関の利用の周知
- ② 主催者への環境負荷の少ないイベントの開催
- ③ 温室効果ガスの削減とその排出量の全部又は一部を埋め合わせる取組
(いわゆるカーボンオフセットの取組)

（９）地球温暖化対策に係るその他の取組

地球温暖化は現在進行しているものであり、これを絶えず調査研究し、事業者、県民等へ情報を提供することが重要となる。また、継続的に地球温暖化対策を実施していくためには、事業者、県民等へ日常業務・生活で取り組めることなどを普及啓発を続けていくことや事業者、県民等による不断の取組が重要となる。

このため次の事項について検討する必要がある。

- ① 地球温暖化対策に関する調査及び研究
- ② 地球温暖化対策に関する普及啓発及び情報の提供
- ③ 環境教育及び環境学習の推進
- ④ 廃棄物の削減と循環型社会の推進
- ⑤ 環境にやさしい企業等の認定と表彰

（１０）地球温暖化対策推進組織

将来にわたって本条例及びこれに基づく地球温暖化対策を有効に機能させるため、本条例に基づく施策の進行管理を行うとともに、地球温暖化対策に係る新たな施策を提言する推進組織を設置する必要がある。

- ① 条例に基づく施策の進行管理等を行う組織の設置

(1 1) 雑則

「5 地球温暖化防止のための対策」では、事業者、県民等に対して一定の行為をなすことを求めているものがある。そこで、これらの実施に当たってその内容が一定の水準を保てるようにするとともに、その実効性を確保する必要がある。

このため次の事項について検討する必要がある。

- ① 事業者、県民等の活動等への指導又は助言
- ② 提出を求めた計画を提出しない者等の氏名等の公表